金沢版地域包括ケアシステム推進協議会（第１回）	資料１
平成 25 年 7 月 17 日	

金沢版地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱制定について

制定理由

金沢版地域包括ケアシステムの構築に向けての検討を行うことにより、金沢版地域包括ケアシステムの将来像を提示し、その実現に向けた基本構想を取りまとめるため、金沢版地域包括ケアシステム推進協議会を設置する。

金沢版地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年５月30日

金沢市長　　山　野　之　義

金沢版地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本市は、地域包括ケアシステムの構築に向けての検討を行うことにより、地域包括ケアシステムの将来像を提示し、その実現に向けた基本構想を取りまとめるため、金沢版地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（用語の意義）

第２条　この要綱において「地域包括ケアシステム」とは、本市において市民が高齢期を迎えても、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援が地域で一体的に提供される体制のことをいう。

（所掌事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 地域包括ケアシステムの将来像及びその実現に向けた基本構想の策定に関する事項

(2) 地域における在宅医療及び介護の包括的な提供に向けた体制整備に関する事項

(3) 地域における高齢者の介護予防及び生活支援のあり方に関する事項

(4) 前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　協議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、委嘱の日から平成26年３月31日までとする。

（座長）

第５条　協議会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

（関係者の出席）

第７条　座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、福祉局介護保険課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成25年６月１日から施行する。

２　この要綱は、平成26年３月31日限り、その効力を失う。